

○松本市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日

上下水道局管理規程第22号

改正 平成13年3月30日上下水道局管理規程第17号

平成15年3月31日上下水道局管理規程第4号

平成16年3月31日上下水道局管理規程第8号

平成17年3月7日上下水道局管理規程第1号

平成17年3月31日上下水道局管理規程第3号

平成21年3月31日上下水道局管理規程第8号

平成22年3月31日上下水道局管理規程第12号

令和2年3月26日上下水道局管理規程第3号

令和3年3月11日上下水道局管理規程第6号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第15条）

第3章 給水（第16条—第24条）

第4章 料金及び手数料（第25条—第30条）

第5章 管理（第31条—第32条の2）

第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、松本市上下水道局指定給水装置工事事業者に関する事項を除くほか、松本市水道事業給水条例（昭和34年条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の構成）

第2条 給水装置は、分水栓、給水管止水栓、メーター、不凍栓及び給水栓その他の給水用具をもって構成する。ただし、水道事業及び公共下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

（給水装置の市移管）

第3条 給水装置所有者は、施設した給水装置のうち、公共用地に属する部分又は私有地の

給水装置の一部を寄附することにより、市に移管することができる。ただし、私有地に属する給水装置は、管理者が必要と認めたときに限る。

- 2 前項の寄附については、給水装置所有者は、寄附申出書（様式第1号）を提出するものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込）

第4条 条例第5条第1項の規定による工事の申込をしようとする者は、給水装置工事承認・排水設備等工事計画確認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 2人以上共同して工事の申込をしようとするときは、代表者1人を選定して届け出なければならない。

（貯水槽水道の届出）

第4条の2 貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。）の設置、変更又は廃止をしようとする者は、貯水槽設置・変更・廃止届（様式第2号の2）により届け出なければならない。

（同意書等の提出）

第5条 条例第5条第2項及び第7条の規定による書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするとき若しくは他人の給水装置から分岐しようとするときは、給水装置・排水設備等（土地・分岐）使用同意書（様式第3号）
- （2） その他管理者が必要と認めた場合は、誓約書（様式第3号の2）

（設計及び工事の範囲）

第6条 条例第8条に規定する給水装置工事の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 直接給水するものにあつては、給水栓まで
 - （2） 貯水槽を設けるものにあつては、貯水槽の給水口まで
 - （3） 温水器及び湯沸器等（以下「温水器等」という。）に直結するものにあつては、温水器等の給水口まで及び温水器等の給湯口から水栓まで
- 2 前項第2号の場合において、必要があると認めるときは、貯水槽以下の設計図の提出を求めることができる。

（工事の設計及び施行上の注意）

第7条 給水装置工事の設計及び施行に当たっては、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染又は漏れるおそれがないものであること。
- (2) 凍結、破壊、侵しよく等を防止するため適当な措置を講ずること。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直結しないこと。
- (4) 井河水その他の水管と直結しないこと。
- (5) 給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な処置を講ずること。
- (6) 水撃を生ずる可能性のある器具を設置する場合は、水撃を防止するための適当な処置を講ずること。
- (7) 貯水槽への給水は、急激な流速、水圧の変動を防止するための適当な処置を講ずること。

(給水管の口径)

第8条 配水管の取付口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して管理者が定める。

(貯水槽の設置)

第9条 水道使用者が一時に多量の水を使用するとき又は3階以上の建物に給水するとき若しくはその他管理者が必要と認めるときは、水道使用者等に貯水槽の設置を指示することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、水が汚染され、又は漏れるおそれがなく、かつ、容易に破損し、又は腐しよくするおそれがないもので、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合しているものでなければならない。

(工事の許可)

第11条 給水装置工事を施行しようとする者は、別に定める設計図書を提出しなければならない。

2 設計審査の結果、適当と認めたときは、管理者は、給水装置工事承認証・排水設備等工事計画確認証（様式第4号）を交付する。

3 前項の承認証・計画確認証の交付を受けた者で、当該承認証・計画確認証に係る工事を変更又は中止しようとする者は、給水装置工事承認・排水設備等工事計画確認変更・中止届出書（兼更正合議書）（様式第4号の2）を速やかに管理者に提出しなければならない。

(完了検査)

第12条 条例第8条第1項の規定により給水装置工事をした者は、完了後20日以内に給水装置工事承認・排水設備等工事計画確認完了届兼検査書（様式第4号の3）を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の書類が提出されたときは速やかに検査を行い、適当と認めたときは、給水装置工事承認・排水設備等工事計画確認検査済証（様式第4号の4）を交付する。

（工事費の算出方法）

第13条 条例第9条第1項各号に掲げる工事費の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 材料費 管理者が別に定める材料単価表により算出する。
- （2） 運搬費 特別に費用を要する場合は、その実費とする。
- （3） 労力費 管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削その他作業については、それぞれ作業に要する労力費の算出歩数にその作業に従事する配管工又は土工の賃金の額を乗じ算出することとし、労力算出歩数配管土工の賃金の額については、管理者が別に定める。
- （4） 道路復旧費 道路管理者が別に定めるところによる。ただし、重要路線その他の道路で仮復旧を要する場合には、別に定める道路掘さく跡仮復旧費を別に徴収する。
- （5） 設計費 工事設計額の5%以下の額とする。
- （6） 間接経費 監督料、損料及び事務費とし、工事設計額の18%以下の額とする。

2 指定給水装置工事事業者が断水に伴う給水装置工事を施工する場合は、条例第9条第2項の規定により、次に掲げる断水操作費を加算する。

- （1） 仕切弁操作費
- （2） 排水弁操作費
- （3） 断水に係る書類作成費及び広報費
- （4） 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める費用

（工事費の予納及び予納の例外）

第14条 条例第10条に規定する工事費の予納期限は15日とし、納入しないときは工事の申込を取り消したものとみなす。この場合において、工事申込者から前条第5号の設計費を徴収する。

2 条例第10条第1項ただし書の規定による工事費の予納を必要としないものは、官公署、官公立学校及び官公立病院等をいう。

（止水栓の位置）

第15条 止水栓の位置は、官民境界とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでな

い。

第3章 給水

(給水の申込)

第16条 条例第13条に規定する水道使用の申込をしようとする者は、次のいずれかに該当する申請書を提出しなければならない。

- (1) 新設の水道を使用しようとするときは、水道使用開始申請書(様式第5号)
- (2) 閉栓中の水道を使用しようとするときは、(上・下水道)諸申請書(届)甲(様式第6号)。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めたときは、提出を省略することができる。
- (3) 消火栓を消防の公的活動外に使用するときは、上水道諸申請書(届)丙(様式第8号)

(代理人及び管理人)

第17条 条例第14条の規定に基づき代理人を置くとき又は変更するとき若しくは廃止するときは、(上・下水道)諸申請書(届)丙(様式第8号)により届け出なければならない。

2 条例第15条の規定により管理人を選定したときは、(上・下水道)諸申請書(届)甲(様式第6号)により届け出なければならない。

3 前2項の代理人及び管理人は、独立の生計を営み、かつ、市内に居住する者でなければならない。

(所有者の不明の場合)

第18条 給水装置の所有者の住所が不明のとき、これを管理する者は、その旨を届け出なければならない。

2 前項の管理する者は、条例第14条の代理人とみなす。

(届出の義務)

第19条 条例第16条の規定による届出の書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるとき(専用給水装置及び共用給水装置の使用をやめ、閉栓するとき) (上・下水道)諸申請書(届)乙(様式第7号)
- (2) 水道使用者及び管理人に変更があったとき又は用途を変更するとき (上・下水道)諸申請書(届)甲(様式第6号)
- (3) 給水装置の所有者等に変更があったとき 給水装置所有者変更・給水装置廃栓・水栓情報変更申請書(様式第9号)

(4) 消防演習に消火栓を使用するとき又は消防用として水道を使用したとき 上水道
諸申請書(届) 丙(様式第8号)

(5) 水道の権利を廃栓するとき(専用給水装置及び共用給水装置の使用をやめ、廃栓
するとき) 給水装置所有者変更・給水装置廃栓・水栓情報変更申請書(様式第9号)

2 条例第24条第4項に規定する給水戸数に変更があったときは、(上・下水道) 諸申請
書(届) 甲(様式第6号)により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(メーターの保全)

第20条 メーターの設置場所に、その点検又は機能を妨害する物件を置き、若しくは工作
物を施してはならない。

2 前項の規定に違反したときは、管理者は施設の改善を要求することができる。この改善
に要する費用は、使用者等の負担とする。

(メーターの弁償額)

第21条 条例第19条第3項のメーターの弁償額は、亡失した場合はその相当額、き損し
た場合は修繕費の実費とする。

(給水装置の修繕費)

第22条 管理者が行う給水装置の修繕に要した費用は、第13条の規定を準用して算出し
た額を徴収する。

(共用給水装置の鍵の再交付)

第23条 条例第21条第2項の規定により鍵の再交付を受けようとするときは、上水道諸
申請書(届) 丙(様式第8号)を提出しなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 条例第22条の規定により検査を受けようとするときは、検査請求書(様式第1
0号)により請求しなければならない。

2 管理者は、前項の届出があったときは速やかに検査を行い、その結果を、検査結果証明
書(様式第10号の2)により請求者に通知する。

第4章 料金及び手数料

(種別及び用途の認定基準)

第25条 条例第24条第1項に規定する種別及び用途別は、次の基準により認定する。

(1) 専用給水装置

ア 一般用

次のイ及びウの規定以外のもの

イ 浴場営業用

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例(昭和41年長野県条例第49号)第2条に規定する普通公衆浴場であつて、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金の統制を受けて営業をしている浴場に使用するもの

ウ 臨時給水

工場、興行その他臨時的に使用するもの

(2) 共用給水装置

条例第4条第2号の規定により家事の用に共用するもの

(共同住宅等の認定基準)

第26条 条例第24条第4項に規定する共同住宅等は、次の基準により認定する。

(1) 高層住宅又はアパート等で、専用給水装置を独立した生計を営む2世帯以上が家事用に共同使用するもの

(2) 店舗又は事務所等が含まれる場合は、その主たる使用目的が家事用のもので、管理者が認めたもの

2 前項の認定に基づく共同住宅等の給水戸数は、検針日における使用世帯数を基準として算定する。ただし、店舗及び事務所等は、給水戸数の算定から除外する。

(使用水量の通知及び認定)

第27条 条例第25条に規定する点検は、検針カード(様式第11号)により行い、算出した使用水量(以下「検針水量」という。)は、使用水量のお知らせ(様式第12号)により水道使用者に通知する。

2 条例第27条に規定する使用水量の認定は、次の基準により管理者が行う。

(1) メーターに異状があったとき。

ア 平時水量による認定

メーターに異状があり使用水量が算出できないときは、前期、前々期の平均使用水量又は前年同期の使用水量若しくは当期の使用状況等に基づき、正常な状態であれば当期メーター点検で算出されたと推定される使用水量(以下「平時水量」という。)により認定する。

イ 日割加算による認定

メーターの異状に伴う取替後最初にメーター点検を行ったときは、新メーターから算出される使用水量を基礎として、日割加算の方法により認定する。

(2) 使用水量が不明のとき。

ア 平時水量による認定

障害によりメーターの点検ができず、検針水量が不明のときは、平時水量により認定する。

イ 認定水量の精算

前アの認定をした場合は、次期点検時にこれを精算する。

(3) その他管理者が必要と認めたとき。

ア 凍結防止の放流等による減量認定

仮配水管による給水で管理者の指示により凍結防止のために放流をした場合、その他管理者の責に帰すると認められる場合は、平時水量に減量認定することができる。

イ 漏水等による減量認定

使用者が発見することが困難な漏水等であった場合は、検針水量から平時水量を差し引いた水量（以下「漏水量」という。）の2分の1の水量又は平時水量の2倍を超える水量を限度として、減量認定することができる。

ウ 前ア、イ以外の原因による減量認定

施設の管理状況その他の事情を考慮し、漏水量の2分の1の水量を限度として、減量認定することができる。

(共用給水装置及び専用給水装置を2戸以上で使用する場合の料金徴収)

第28条 共用給水装置使用者及び専用給水装置を2戸以上で使用する者の料金は、管理人から徴収する。ただし、条例第24条第4項の規定に基づいて算出した各戸の料金は、各使用者から徴収する。

(料金の過誤納の場合)

第29条 料金納付後その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

(料金等の領収及び取扱印)

第30条 納入通知書、集金による料金及びその他の納付金に対する領収書は、企業出納員又は現金取扱員の印があるものに限り有効とする。

第5章 管理

(身分証明書の携帯)

第31条 条例第25条、第30条及び第33条の規定によるメーターの点検、集金及び給水装置の検査を行う職員は、身分証明書（様式第13号）を携帯するものとする。

(停水処分の方法)

第32条 条例第33条の2及び第34条の規定による給水の停止は、止水栓の閉鎖又はメーターの撤去により行う。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等の基準)

第32条の2 条例第33条の4第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその他の管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 設置者は、次に掲げる管理基準に従い、管理を行うこと。

ア 貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち、管理者が必要と認めるものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を、その水を使用する者に周知させること。

(2) 設置者は、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、匂い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(補則)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

(松本市水道事業給水条例施行規程の廃止)

2 松本市水道事業給水条例施行規程(昭和35年水道局管理規程第1号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(旧規程の廃止に伴う経過措置)

3 この管理規程の施行の際現に旧規程の規定に基づきなされた届出等の手続及び旧規程の規定に基づき使用されている様式は、この管理規程の相当規定によって行われた届出等の手続及びこの管理規程の規定により使用されている様式とみなす。

附 則(平成13年3月30日上下水道局管理規程第17号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の松本市水道事業給水条例施行規程(平成10年上下水道局管理規程第22号)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成15年3月31日上下水道局管理規程第4号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の松本市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成16年3月31日上下水道局管理規程第8号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の松本市水道事業給水条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成17年3月7日上下水道局管理規程第1号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正前の松本市水道事業給水条例施行規程、松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式は、当分の間この管理規程による改正後の松本市水道事業給水条例施行規程、松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式とみなす。

附 則(平成17年3月31日上下水道局管理規程第3号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(四賀村及び梓川村の編入に伴う経過措置)
- 2 この管理規程の施行の日前に、四賀村給水条例施行規程（平成 10 年四賀村管理規程第 1 号）又は梓川村水道事業給水条例施行規則（平成 10 年梓川村規則第 2 号）（以下「2 村の規程等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この管理規程による改正後の松本市水道事業給水条例施行規程（以下「新規程」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この管理規程の施行の際現に 2 村の規程等の規定により使用されている様式は、新規程の相当規定により使用されている様式とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 8 号）
(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市水道事業給水条例施行規程の規定により使用されている様式は、この管理規程による改正後の松本市水道事業給水条例施行規程の規定による様式とみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日上下水道局管理規程第 12 号）
(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。
(波田町の編入に伴う経過措置)
- 2 この管理規程の施行の日前に、波田町水道事業給水条例施行規程（平成 10 年波田町訓令第 2 号。以下「波田町規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この管理規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この管理規程の施行の際現に波田町規程の規定により使用されている様式は、この規程の相当規定により使用されている様式とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日上下水道局管理規程第 3 号）
(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この管理規程による改正前の松本市水道事業給水条例施行規程の規定による様式は、当分の間、この管理規程による改正後の松本市水道事業給水条例施行規程の規定による様式

とみなす。

(松本市上下水道局公印規程の一部改正)

- 3 松本市上下水道局公印規程(平成10年上下水道局管理規程)の一部を次のように改正する。

別表中「

市長名にて執行する給水工事許可、排水設備等計画確認書及び工事検査済証

市長職務代理者名にて執行する給水工事許可、排水設備等計画確認書及び工事検査済証

」を「

市長名にて執行する給水装置工事承認証、排水設備等計画確認証及び工事検査済証

市長職務代理者名にて執行する給水装置工事承認証、排水設備等計画確認証及び工事検査済証
--

」に改める。

附 則(令和3年3月11日上下水道局管理規程第6号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正前の松本市水道事業給水条例施行規程の規定による様式は、当分の間、この管理規程による改正後の松本市水道事業給水条例施行規程の規定による様式とみなす。

様式第 1 号(第 3 条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

(宛先)松本市長

寄附申出者 〒 -
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

下記の給水装置を寄附します。

この施設に関する一切の権利は松本市長に移譲し、分岐改良等による利害については異議を申し立てません。

設置場所	公 共 用 地	松本市		
		松本市		
		番	先から	番 先まで
	私 有 地	松本市		
土地承諾者	住 所			
	氏 名			
寄附施設の明細				
特記事項				

※添付書類 位置図、平面図、配管図、登記事項証明書、公図写し、許可証等の写し

処理欄

受 付 日	年 月 日	受 付	担 当	係 長	課長補佐	課 長
受 付 番 号						
水 栓 番 号						

様式第 2 号(第 4 条関係)

承認日・計画確認日
年 月 日
松本市上下水道局給排水指令
第 ー 号

給水装置工事承認
排水設備等工事計画確認
申請書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 〒 -
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

(申請者が装置所有者でない場合、
同意書が必要になります。)

松本市水道事業給水条例第 5 条第 1 項、第 31 条・松本市水道事業分担金等の徴収に関する条例第 3 条、松本市下水道条例第 12 条第 1 項、第 36 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

	水 栓 番 号		水 道 番 号	
申請地	松本市 方書(施設名)			
工事内容	給排水工事・給水工事のみ・排水工事のみ			
委任状	私は、上記場所・内容の工事施工に関する権限を、松本市指定給水装置工事事業者、松本市下水道排水設備指定工事店 に委任します。(装置所有者)			

指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店 (委任代理人)	上記のとおり委任を受けました。				主任技術者	
					責任技術者	
施工期間	着手予定	年 月 日	完了予定	年 月 日		
給水工事種別	新設・改造・修繕・撤去 (φ mm 件)(φ mm 件)(φ mm 件)(φ mm 件) (口径変更φ mm 件 → φ mm 件・廃栓)					
排水工事種別	新築・新設・増改設・浄化槽切替			融資の有無	有・無	
排水使用水源	上水道・井戸・その他()			除外施設の有無	有・無	
用途	家事用・業務用・家事用兼業務用・工場用・病院用 市関係・学校用・官公署用・その他() 共同住宅用・公衆浴場用・臨時給水用・共用					

※添付書類 (1) 材料一覧表・位置図・平面図・配管図
(2) その他市長が必要と認めた書類

処理欄		受益者負担金		上下水道料金		受 付 担 当 係 長		課長補佐		課 長			
受付日	年 月 日												
受付番号													
区分	収入科目	調定番号	金額	入金日	メー タ 出 庫 情 報				出 庫 者				
給水	口径別分担金				出 庫 日	年 月 日							
	審査・検査手数料				記号・口径	φ							
排水	確認申請手数料				メー タ 番号	ー							
道路掘削	誓約書	同意書	貯水槽	3階直結	寄附採納	所有者	廃栓	私設ポンプ	除外調査票	ディスプレイ	施設スプリンクラー	大口径穿孔	断水

様式第 2 号の 2(第 4 条の 2 関係)

貯水槽設置・変更・廃止届

年 月 日

(宛先)松本市長

設置者 〒
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

松本市水道事業給水条例施行規程第 4 条の 2 の規定により届け出ます。

建 築 物	名 称		設 置 年 月 日	年 月 日	
	所 在 地	松本市	主 な 用 途		
	構 造	地上 階、地下 階 延べ面積 m ²	特定建築物 該当の有無	有・無	
管理責任者	住 所	〒			
	氏 名	電話番号			
貯 水 槽	区分 種別	設 置 場 所	構 造 ・ 材 質	基 数	有効容量(m ³)
	受 水 槽				
	高置水槽				
備 考					塩素消毒設備
					有・無

※添付書類 (1) 貯水槽概要書
(2) その他市長が必要と認めた書類

処理欄

受 付 日	年 月 日	受 付	担 当	係 長	課長補佐	課 長
処 理 日	年 月 日					
台 帳 番 号						

様式第3号(第5条関係)

給水装置
排水設備等 (土地・分岐) 使用同意書

年 月 日

(宛先)松本市長

同意者 〒 -
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

私は、給水装置工事・排水設備等工事を行うことと、私が権利を有している下記物件の使用について同意します。

物件の所在 及び地番	松本市		
物件の種類		権利の種別	
使 用 者	住 所		
	氏 名		
工 事 内 容 等			
土 地 ・ 分 岐 使用の理由			

- 備考：1 同意者は、本人が自署すること。
2 物件の種類は、土地、建物、工作物等の種別を記入すること。
3 権利の種別は、所有権等の種別を記入すること。

※添付書類 (1) 登記事項証明書・公図の写し
(2) その他市長が必要と認めた書類

処理欄

受 付 日	年 月 日
指令番号	
水栓番号	

担 当	係 長	課長補佐	課 長

様式第 3 号の 2(第 5 条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)松本市長

誓約者 〒 -
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

下記の給水装置工事・排水設備等工事に当たり、第三者の異議があっても貴職にご迷惑をかけません。

給 水 装 置 排水設備等	設 置 場 所	松本市
工 事 種 別 内 容		

処理欄

受 付 日	年 月 日
受 付 番 号	
水 栓 番 号	

担 当	係 長	課長補佐	課 長

様式第 4 号(第 11 条関係)

松本市上下水道局給排指令第 号

住所
氏名

給 水 装 置 工 事 承 認 証
排水設備等工事計画確認証

年 月 日付けで申請のあった給水装置工事・排水設備等工事について、
次の条件を付して承認・確認します。

申 請 地	松本市 方書(施設名)		
水 栓 番 号		水 道 番 号	
松本市上下水道局 給 排 指 令 番 号		部 屋 番 号 区 画 番 号	
指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店			主任技術者
			責任技術者

条件

年 月 日

松本市長 印

様式第4号の2(第11条関係)

給水装置工事承認
排水設備等工事計画確認
変更・中止届出書(兼更正合議書)

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 〒
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

年 月 日付け松本市上下水道局給排水指令第 号に係る
工事について変更・中止しますので、松本市水道事業給水条例第5条第1項、第31条・松
本市水道事業分担金等の徴収に関する条例第3条、松本市下水道条例第12条第1項、第
36条第1項の規定に基づき届出ます。

	水栓番号		水道番号	
申 請 地	松本市 方書(施設名)			
装 置 所 有 者	住所 氏名			
施 工 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
変 更 止 の 理 由				
指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店 (委 任 代 理 人)				主任技術者
				責任技術者

※還付金受取口座指定欄(還付金が発生する場合に記入してください。)

下記口座に振り込んでください。

金融機関	銀行・組合 金庫・農協	支店・支所 出張所
口座種類	1 普通預金 2 当座預金	口座番号
口座名義		

※添付書類 (1) 承認証・計画確認証、納入通知書又は領収書の写し
(2) その他市長が必要と認めた書類

処理欄

受 付 日	年 月 日	受 付	担 当	係 長	課長補佐	課 長
受 付 番 号						

区 分	調定番号	調定金額	納入済額	調定更正内容	更正番号	更正・還付金額
分 担 金				現年・過年度・減額・還付		
手数料等				現年・過年度・減額・還付		
備 考						入 力

様式第 4 号の 3(第 12 条関係)

給 水 装 置 工 事 承 認
排水設備等工事計画確認
完了届兼検査書

年 月 日

(宛先)松本市長

申請者 〒 -
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

年 月 日付け松本市上下水道局給排水指令第 号に係わる工事が完了しましたので届け出ます。

	水 栓 番 号		水 道 番 号	
申 請 地	松本市 方書(施設名)			
装 置 所 有 者	住 所			
	氏 名			
施 工 期 間	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
給 水 工 事 種 別	新設・改造・修繕・撤去			
排 水 工 事 種 別	新築・新設・増改設・浄化槽切替		融 資 の 有 無	有・無
排 水 使 用 水 源	上水道・井戸・その他()		除 外 施 設 の 有 無	有・無
指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店 (委 任 代 理 人)			主任技術者	
			責任技術者	

※添付書類 (1) 材料一覧表・位置図・平面図・配管図
(2) その他市長が必要と認めた書類

処理欄

区分	収入科目	調定番号	金 額	入金日	断水操作費 内 訳	仕切弁操作	排水弁操作	書類作成	その他
給水						カ所	カ所	件	

上記について検査したところ適正と認めます。

松本市水道事業給水条例施行規程第 12 条第 2 項・松本市下水道条例第 14 条第 2 項の規定により、検査済証を交付してよろしいでしょうか。

受 付 日	年 月 日	担 当	係 長	課長補佐	課 長
検 査 完 了 日	年 月 日				
検査済証交付日	年 月 日				

様式第 4 号の 4(第 12 条関係)

住所
氏名

給 水 装 置 工 事 承 認 給 水 装 置 工 事 計 画 確 認
排水設備等工事計画確認 検 査 済 証

年 月 日付け松本市上下水道局給排指令第 号に係わ
る工事について松本市水道事業給水条例施行規程第 12 条第 2 項・松本市下水道条例第 14
条第 2 項の規定により検査した結果、適正と認めます。

検 査 完 了 日	年 月 日		
申 請 地	松本市 方書(施設名)		
水 栓 番 号		水 道 番 号	
松本市上下水道局 給 排 指 令 番 号		部 屋 番 号 区 画 番 号	
指定給水装置工事事業者 排水設備指定工事店			主任技術者
			責任技術者

年 月 日

松本市長 印

様式第5号(第16条関係)

水道使用開始申請書

(宛先)松本市長

年 月 日

給水装置所有者 〒 住 所

フリガナ
氏 名
(電話番号)

松本市水道事業給水条例第13条の規定により、水道の使用を開始したいので申請します。

使用開始日	年 月 日	水道番号	記入しないでください
松本市上下水道局 給排指令		水栓番号	
水栓所在地	松本市		
	方 書		
	部屋番号		
使用 者	住宅地図 P — —		
	住 所		
	フリガナ 氏 名 電話番号		
使用の用途 (該当に○印)	家事用・業務用・家事用兼業務用・工場用・病院用 市関係・学校用・官公署用・その他() 共同住宅用・公衆浴場用・臨時給水用・共用 ※工事用		
使用戸数	戸	使用人員	人 貯水槽 有・無(m ³)
指定給水装置 工事事業者			主任技術者

※注意事項 (1)太枠内を記入してください。
(2)この用紙の裏面に設計図を直接コピーしてください。
(3)水栓装置所在地に、コピーしても判別できるよう、わかりやすい印を付けてください。
(蛍光ペンは使用しないでください。)

※上下水道局処理欄

取付け メータ	口径	φ mm	種 類	直読 ・ 円読	指針	m ³
	記号			番 号	—	
配水区・管コード			管理コード		検 針 員	

受 託 者			給排水設備担当			料 金 担 当			課 長
担 当	確認者	所 長	受 付	係 長	課長補佐	担 当	係 長	課長補佐	

様式第6号(第16条、第19条関係)

使用者と異なる場合に記入

(印) 松本市長

(上・下水道) 諸申請書(届) 甲

申請者	住所	氏名
水 栓 地	松本市	
使用所	松本市	
送付先		
氏 名	フリガナ	電話
旧使用者(旧管理人)	フリガナ	使用開始予定日
住所		年 月 日
氏 名	フリガナ	

受付番号	
受付日	年 月 日
施行予定	年 月 日
施行日	年 月 日
申込事由(捺印)	1 再 開 栓 2 使用者名義変更 3 給水種別変更 4 給水戸別変更 5 口 径 変 更 6 管理人(アイ)設置変更

水道番号	
管理番号	
水栓番号(図面番号)	

水道開栓のお知らせ

お申し込みによりお宅の水道を開栓しました。

水道番号	開 栓 日
	年 月 日

開栓した直後は、多少水がにごることがありますので、少しの期間水を流してからご使用ください。

(1 不凍栓 2 止水栓)で止めてありますので栓を開けてください。

料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。(この用紙をお持ちになつて金融機関の窓口へどうぞ。)

松本市上下水道局 電話

メモ

配水区分	配水種別	状態区分	上下水道区分	関連区分	関連番号	開 閉 状 態
取付メータ	既存	口 径	型 式	種 別	記 号	取付指針
新設						取付年月日
						有効年月

メータ位置

松本市上下水道局

住宅地図

P

下水料金	
下水認定	

1 窓口受付	2 電話受付
電話	
(	)

現 行 用 途	変 更 用 途	現行戸数	変更戸数
		戸	戸

施工担当	口座確認	異動入力	受付係長	課長

様式第7号(第17条、第19条関係)
(宛先)

松本市長

(上・下水道)諸申請書(届乙

申請者	住所	松本市	丁目	番	号	使用中止 予定日	年	月	日
	氏名					申込事由 (該当に○印)	1 2 3 8	閉 栓 料 金 精 算 職 機 閉 栓 廃 栓	
転居 送付	先	連絡先 電話							
水所	在	地							
使 用 者	住 所								
	氏 名								
装 所	有 者								

配水 区・管	………	関連						
徴収区分	金	融	機	関	種別	口座番号		
未納年月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	水道修理費(円)	督促	未納合計額			

松本市上下水道局

メータ位置
住宅地図 P —

1 窓口受付 2 電話受付	
電話 —	
1 窓口精算 日常認定	2 事後精算 口座 直納
3 現地精算 月 日 (徴収・未徴収) AM・PM 時	

年 月 分 料金精算	
精 算 指 針	m ³
前 回 指 針	m ³
メータ取替分	m ³
精 算 水 量	m ³
準備料金	円
水量料金	円
水道料金	円
下水料金	円
合 計	円

施工担当	料金精算	異動入力	受 付	係 長	課 長

受付番号	
受 付 日	年 月 日
施行予定	年 月 日
施 行 日	年 月 日

水道番号	
管理番号	………
水栓番号 (図面番号)	

上下水道区分	用 途
下水料金体系	戸 数 人 員
下水道認定区分	下水道認定量(科)

取付メータ	口径
型 式	種 別
記 号	番 号
取付年月日	最 終 指 針
・ ・	m ³
2 レコード閉栓	4 メータ残留
3 止水閉栓	5 メータ撤去

このお宅の水道は
止めてあります。

水 道 番 号	開 栓 日
	年 月 日

ご使用になる際は、水道使用開始の申し込み届が必要です。

申 込 方 法	上記の水道番号及び住所、氏名を上下水道局 までご連絡ください。
------------------	------------------------------------

(注)届出をしないまま無断で使用しますと、条例により、5倍の料金をいただきます。

〒390-0852

松本市大字島立1490番地2

松本市上下水道局 電話 —

内線

使 用 水 量 実 績	年 月 分	使用水量	検針月日	認 定
	・		・	
	・		・	
	・		・	
	・		・	

上水道諸申請書(届)丙

松本市長

申請者	住所	
	氏名	電話 —

設置場所	松本市
所 有 者	

代理人	新	住所
		氏名
	旧	住所
		氏名

備考(消火栓設置場所の案内図)

受 付 番 号	
受 付 日	年 月 日
施 行 予 定	年 月 日
施 行 日	年 月 日

申 込 事 由	1 消火栓使用申請
	2 消火栓使用届
	3 共用給水装置 鍵再交付申請
	4 代理人(廃止)届

○該
印 当に
(ア設置 イ変更 ウ廃止)

[illegible]

消 火 栓 使 用	目的	1 消 防 用 2 演 習 用 3 防火水槽補給用 4 臨 時 用
	時間	月 日 時 分 月 日 時 分 (延へ使用時間 分)
	水量	㎥
	料金	1 有料 2 無料 (円)

共用給水栓鍵再交付	個
-----------	---

立 合	料金調定	係	係 長	課 長

様式第9号(第19条関係)

給水装置所有者変更
給水栓装置廃更
申請書

(宛先)松本市長

年 月 日

新所有者	現住所											
	フリガナ氏名								電話番号			
水栓番号					水道番号							
水栓所在地 (地番を記入)	松本市 方書(施設名)										□しゅん工後に水栓所在地 に転居予定	

代理申請者	現住所										
	フリガナ氏名								電話番号		
旧所有者 ※1	現住所										
	フリガナ氏名								電話番号		

※1 旧所有者から署名が得られない場合は、以下の誓約欄に新所有者が自署してください。その場合、所有権の移転が確認できる書類(売買契約書又は登記事項証明書等の写し)を添付してください。
旧所有者は、松本市上下水道局営業課に登録がある方です。土地所有者と同一でない場合がございますので、ご不明な場合は、松本市上下水道局 営業課 窓口で確認をお願いいたします。

誓約事項	この給水装置所有者変更について、仮に疑義が生じても貴職には一切ご迷惑をかけません。										
誓約者 (新所有者)	現住所										
	フリガナ氏名								電話番号		
旧所有者から署名 が得られない理由	売買・競売・相続・その他 ()										

廃栓とする日	年 月 日	備考	
--------	-------	----	--

※以下の内容変更のみの場合、印鑑は不要です。※変更する前の内容を記入してください。

水栓所在地 (変更前)	松本市 方書(施設名)									
所有者住所 電話番号等	住所							電話番号		

届出者 □工事事業者(工事申請と同時に) □本人(同居の家族を含む) □仲介業者() □その他()					給排水設備担当			課長
					受付	係長	課長補佐	
料 金 給排水 図 面 入 力								
工事事業者名 () (窓口)					工事申請受付番号		-	

様式第10号(第24条関係)

検 査 請 求 書

年 月 日

(宛先)松本市長

請求者 〒 ー
住 所
フリガナ
氏 名
(電話番号)

松本市水道事業給水条例第22条の規定により下記のとおり検査を請求します。

	水 栓 番 号		水 道 番 号		松本市上下水道局 給 排 指 令	
給水装置設置場所	松 本 市 方書(施設名)					
装 置 所 有 者 名						
使 用 者 名						
検 査 項 目	1 給水装置 2 メーター 3 水質 4 その他					
検 査 理 由						
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者				主 任 技 術 者		

検 査 結 果

検 査 理 由	年 月 日 () 時 分							
検 査 員			立 会 人					
検 査 結 果								
上記の検査結果について、別途証明書を発行してもよろしいでしょうか。								
					担 当	係 長	課長補佐	課 長

様式第10号の2(第24条関係)

検 査 結 果 証 明 書

年 月 日

様

松本市長



松本市水道事業給水条例第22条の規定により請求のありました検査について下記の結果であることを証明します。

記

	水栓番号		水道番号		松本市上下水道局 給排指令	号
給水装置設置場所	松本市					
装置所有者名						
使用者名						
検査項目	1 給水装置 2 メーター 3 水質 4 その他					
検査方法			試験水圧	MPa		
検査月日						
検査員			立会人			
検査結果						
指定給水装置 工事事業者			主任技術者			

備 考

ID

水道番号

関

速

前指針

管理番号

C/D

検針カード

審査

認定

今回

前回

差引

水量

検針員

検針予定日

今回

前回

差引

水道番号

戸数

用途

関連区分

検針メッセージ

開閉区分

月

日

月

水

量

認定

審査

住所

使用者

所有者

取付メータ

環境メモ

種別

記号

番号

年

月

日

口径(ミリ)

測定水量履歴

メータ位置

様式第12号(第27条関係)
使用水量のお知らせ

←

今回指針				
前回指針				
差引 使用水量				
精算水量				

(m^3)

お問い合わせはこの番号で

水道番号	口径(ミリ)	メータ番号
水栓 番号	下水	
	認定	

使用水量 の 認定理由	1	メータ埋没	6	凍	結
	2	汚水流入	7	メータ故障	
	3	障害物	8	メータ破損	
	4	不在	9	メータ取替	
	5	積雪		(	)

担 当

所在地

氏 名

口座振替結果のお知らせ
(口座振替ご利用の方へ)

このお知らせは領収書にかわるもの
ですので大切に保存してください。

年	月分	料金区分	使用水量	金 額	振替日	振 替 金 融 機 関
			m^3	円	月 日	

松本市上下水道局

電話

様式第13号(第31条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
写 真	職氏名
	(年 月 日生)
上記の者は であることを証明します。	
年 月 日	
松本市長 印	

(裏)

- 1 本証は、メーターの点検、水道料金の徴収又は給水装置の検査を行う場合は、必ず携帯してください。
- 2 本証は、関係者の請求があったときはこれを提示してください。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
- 4 本証を紛失したときはその旨を届け出るほか身分を喪失したときは直ちに返納してください。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号の 2 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

様式第 4 号の 2 (第 1 1 条関係)

様式第 4 号の 3 (第 1 2 条関係)

様式第 4 号の 4 (第 1 2 条関係)

様式第 5 号 (第 1 6 条関係)

様式第 6 号 (第 1 6 条、第 1 9 条関係)

様式第 7 号 (第 1 7 条、第 1 9 条関係)

様式第 8 号 (第 1 6 条、第 1 9 条、第 2 3 条関係)

様式第 9 号 (第 1 9 条関係)

様式第 1 0 号 (第 2 4 条関係)

様式第 1 0 号の 2 (第 2 4 条関係)

様式第 1 1 号 (第 2 7 条関係)

様式第 1 2 号 (第 2 7 条関係)

様式第 1 3 号 (第 3 1 条関係)